

第1回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年1月11日（火） 午後1時30分から午後3時00分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（10人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	3番	阿部和夫
	4番	橋本正之
	5番	古徳哲郎
	6番	足立恵一
	7番	佐々木隆
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員	1番	河岡誠
	2番	足立恵子
	8番	梶谷重幸

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主幹	渡邊龍太
主任	西洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画（案）について

議案第3号 農用地利用配分計画（案）について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和4年第1回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日は3名欠席という事ですので定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員
について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、6番足立恵一委員、7番佐々木委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和3年12月20日（月）がんばる地域プラン審査会（会長）

令和3年12月22日（水）常設審議委員会（会長）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。議案の1～7ページです。

（番号1）

譲渡人は、新潟市のAさんで、譲受人は広島市の(株)Bさんです。

土地の所在は、3ページにあります渡町、田、1219㎡です。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を設置したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土切土をせず現状のまま使用することから、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。

水路放流に係る地元農事実行組合への同意は取っておられます。

現地調査は、佐々木委員、橋本委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

佐々木委員 場所は、江島大橋の近くの道路付近、既存の太陽光が設置されています。その奥になります。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

築谷委員 電柱はどうするのですか。別に建てるのですか。

事務局 ソーラーとしては、既存のものにつけると言う事ができないので個別に電柱を建てることになります。

築谷委員 そういう事なら、電柱も建てるという事を聞いておかねばならないのではないのでしょうか。

議 長 次回からは、太陽光発電の申請が出た場合、送電線をどこからとるか電柱はどこに建てるという事も申請する方に聞いておくようにする。
それでは採決いたします。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり承認されました。続きまして番号2、番号3の説明をお願いします。

事務局 (番号2、3)

譲渡人は、米子市のCさん、森岡町のDさんで、譲受人は広島市の(株)Bさんです。

土地の所在は、4ページにあります森岡町、田、872㎡、47㎡、991㎡です。

申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を建築したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、盛土切土をせず現状のまま使用することから、流水等による被害発生恐れはないと考えられます。

隣接耕作者への同意は取っております。

現地調査は、佐々木委員、橋本委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

佐々木委員 2番、3番は現在、休耕田です。両サイドが畑ですけど、この田は条件の悪い田でして、有効利用するには太陽光しかないのかなと思っております。皆さんのご審議よろしくお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。番号2、番号3に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号2、番号3は、原案のとおり承認されました。つづきまして、番号4の説明をお願いします。

事 務 局 (番号4)

譲渡人は、西伯郡のEさんで、譲受人は外江町のFさんです。

土地の所在は、5ページにあります外江町、畑、489㎡です。

申請理由は、申請地を売買により所有権移転し、資材置場を設置したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺農地がないことから、流水

等による被害発生への恐れはないと考えられます。

現地調査は、佐々木委員、橋本委員にお願いしました。以上です。

佐々木委員 所有者の方が西伯郡と言う事で農地の管理が難しいとおもいます。特に問題はないと思います。皆さんのご審議よろしくお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。番号4に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号4は、原案のとおり承認されました。つづきまして、番号5の説明をお願いします。

事 務 局 (番号5)

譲渡人は、渡町のGさんで、譲受人は島根県松江市のHさんです。

土地の所在は、6ページにあります渡町、畑、372㎡です。

申請理由は、申請地を売買により所有権移転し、専用住宅を建設したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第3種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、現状土留めもしてあり防除計画書から、流水等による被害発生への恐れはないと考えられます。

隣接耕作者への同意書は取っておられます。

現地調査は、佐々木委員、橋本委員にお願いしました。以上です。

佐々木委員 このあたりは住宅地で特に問題はないと思います。皆さんのご審議よろしくお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。番号5に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号５は、原案のとおり承認されました。つづきまして、番号６の説明をお願いします。

事 務 局 (番号６)

譲渡人は、兵庫県西宮市のＩさんで、譲受人は米子市のＪさんです。

土地の所在は、７ページにあります高松町、畑、５００㎡です。

申請理由は、申請地を売買により所有権移転し、専用住宅を建設したいということです。

申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第３種農地に該当します。

資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明証が提出されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。

土地改良区の同意の意見書は添付されております。

計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、現状土留めもしてあり防除計画書から、流水等による被害発生の恐れはないと考えられます。

隣接耕作者への同意書は取っておられます。

現地調査は、佐々木委員、橋本委員にお願いしました。以上です。

佐々木委員 周辺は住宅地で特に問題はないと思います。皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので採決をとります。番号６に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、番号６は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第２号「農用地利用集積計画（案）について」、議案第３号「農用地利用配分計画（案）について」の説明をお願いします。

事 務 局 議案第２号「農用地利用集積計画（案）について」を説明させていただきます。議案８ページから１０ページです。９ページが総括表です。すべて賃借権設定となっており、畑９筆、９，６３８㎡です。１０ページが利用権設定の各筆明細です。いずれも、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の要件に該当

しており、特に問題はないと考えます。続きまして、議案第３号「農用地利用配分計画（案）について」を説明させていただきます。議案の１１ページから１２ページです。これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。今回は、利用集積計画に記載されている内容の全件である９件と機構が中間保有している農地１件を耕作者へ配分する計画案になっております。なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることになります。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。ないようですので、それでは採決いたします。議案第２号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第２号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第３号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第３号は、原案のとおり承認されました。

（事務局から次の事項について報告）

報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による届出について

報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について

報告第３号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

（事務局からその他項目について説明）

・今後の予定

○常設審議委員会（会長） 令和４年１月２４日（月）

○令和４年第２回境港市農業委員会総会
◆午後１時３０分～ 令和４年２月１０日（木）

○第２回農政専門部会（第１会議室）
春季農作業賃金等について 令和４年２月１０日（木）

◆総会后～

- ・農業委員会情報 市報 1 月号「農地の相続について」
2 月号「農業者年金に加入しませんか」予定

議 長 以上で本日の審議は終了いたしましたが、その他に皆さんの方からございせんか。

議 長 それでは以上をもちまして令和 4 年第 1 回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和 4 年 1 月 1 1 日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
